
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を続けます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 質問通告書のとおり、自家用車使用に特化した避難訓練の実施について質問をさせていただきます。

防災対策室で行った津波避難に対するアンケート調査の結果においても、圧倒的に自家用車を使った避難方法を住民は想定しており、新川・仲の浜地区においては回答者全員が車で避難するとしております。また、釧路市では車を使った避難を容認し、防災総合訓練時に北海道と合同で実施する旨の報道もされております。昨日現在実施はされてはいないわけでありましてけれども。また、浜中町津波防災ガイドには、未だ避難時に車を使わないよう明記しておりますけれども、地理的な環境を考えれば車を使った避難がよりベストであり、9月に報告された防災対策調査特別委員会からの提言においても、重要な課題との認識に至っているわけでありまして。しかし、如何せん訓練なくしては大混乱を来すのは明白であります。車を使用した避難訓練に絞って、以下質問させていただきます。はじめに津波避難に対するアンケート調査また、10月実施された避難訓練において明らかになったこと。また、そこで得られた課題があればお知らせいただきたい

いと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 只今のご質問にお答えいたします。アンケート調査におきましては、新たな浸水予測をうけて、想定される津波が来た場合にはどんな方法手段を用いて避難しますかという質問のアンケートにつきまして、回答者722人の内約78パーセント563人の方が車を利用するとしていますし、また、同乗するという方を合わせますと591人、約82パーセントの方が車での避難を想定しております。また、10月13日に実施いたしました避難訓練におきましても、去年までは車のカウントをしていませんでしたが、今回改めてカウントさせていただきましたが、参加者1,209人のうち車で避難した方は1,148人と95パーセントの方が車で避難訓練に参加しております。その方々はほぼ20分以内に安全な34.6メートル以上の場所まで到達しております。この新たな浸水予測を受けて避難場所が遠くなったこと、津波到達予想時刻が早い場所では約21分ということもありますので、車での避難は必要不可欠として担当としても考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 予想通りと言いますか、82パーセントの方が車の利用を想定して避難をしたと。車は一軒に2～3台ありますが、避難訓練でありますから多分一軒で1台という避難方法だったと思いますけれども、その方々が20分以内に避難を終えたという報告であります。聞くところによりますと渋滞が起きた場所があったと聞いておりましたが、この辺町の方は聞いているのかどうなのか聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 渋滞の関係でございしますが、具体的に言いますと榊町の坂を上ったあたりといいますか、あの辺での若干の渋滞。渋滞とっていいのか車のスピードが落ちて何台か連なったようです。それとMGロードの湿原センターの辺りでもスピードが落ちる車がある関係で若干連なったと聞いております。車の台数もそれぞれの駐車場でカウントしたのですが、避難訓練では467台ほどカウントしております。避難訓練の参加者にかけてよいのか解りませんが、約32パーセントの参加率として、本番100パーセントの方が逃げるとしたら、その約3倍1,400～1,500台プラス今議員さんおっしゃったように家庭で複数持っている方が沢山おりますので、それを加えますとその2～3倍の車が移動することになりますと相当な渋滞が発

生すると思われます。そこで色んな課題が出てきます。道路の状況がスムーズに流れたとしてもそれだけの台数が一気に短時間に避難にあたるわけですから渋滞は考えられますし、そこに障害物、車の故障等が発生した場合に大混乱という形は考えられますので、避難路の拡幅ですとか車線の増加、新しい避難路という要望が上がっているというのも事実でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 私が聞いている分については、榊町の坂のあたりで多少スピードが落ちたという答弁でしたが、ここが渋滞したと聞いておりました。台数にして百数十台ということも聞いております。この坂を上って避難するということは、たぶん暮帰別、新川、仲の浜、榊町地区で「MOTTOかぜて」を目指しているかと思ひます。そこに避難された方の地区別のカウントをされているのかどうか聞きたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 榊町方向に避難する地域の方につきましては、新川の東地区の方、暮帰別、榊町、奔幌戸のアザラップ側の方をある程度チラシ等でお願ひしまして、浜中の「MOTTOかぜて」、浜中農村環境改善センターの二箇所避難していただくようお願いしております。それは概略としての地域割りでございますので、全てがきっちりそっちへ行ったとは限りませんが、カウントした関係では、「MOTTOかぜて」には新川、暮帰別を指定しており、230人の方が避難して、車は108台です。農村環境改善センターには榊町地区ということで103人、64台の車が避難しております。そこで意見として「MOTTOかぜて」のスペースが狭くて相当混雑したというお話を参加された方や対応に当たった職員から伺っています。それらは次の避難訓練や本番の際にはその二箇所の他に浜中小学校、浜中中学校も利用したいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） やはり噂は本当だったような感じですかね。百数十台が渋滞したという事実があったわけでありますよね。これは問題なんですよ。何故かと言うと本番ではないと、あくまで訓練だということで時間を問わないわけです。一軒で1台で乗合わせてきているという避難で坂道で渋滞を起こしてしまったと。これが本番であれば東北のような状態になるのだらうなと思ひます。新川、暮帰別地区の方々が浜中を目指し避難したということですが、ちなみに茶内方面の琵琶瀬、新川、暮帰別地区の方が

何人、何台避難したのか聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 茶内方面の関係ですが、今回の訓練では茶内のコミュニティセンターと農業者トレーニングセンター二箇所を指定して実施させていただきました。コミュニティセンターには新川の西地区の方、仲の浜、琵琶瀬地区の東側の方を指定しています。農業者トレーニングセンターにつきましては、散布方面の方を指定させていただきました。実際避難した台数、人数ですが、茶内コミュニティセンターには167人、車が75台、農業者トレーニングセンターには火散布地域ということで指定させていただきましたが、火散布地域の方はその他に養老散布の坂の頂上も指定してもらっていた関係で3人、2台の方しか避難しておりません。以上そんな状況になっております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） ありがとうございます。この数字で見ると茶内コミセンの方が車で言えば75台ということで、浜中を目指した方が百七十数台あったということで、断トツで「MOTTOかぜて」方面を目指して避難したということが解るかと思えます。私が考えるには何故浜中の方に台数が殺到したのか。はじめはどうもそちらの方が海が近いので逃げづらいのではないかという話がありました。かえってMGロードの方が逃げ易いと。実際は浜中方面だったということはやはりMGロードと寿磯橋の耐震化の強度に不安があると。敢えて海方向でも榊町方面を走ったということだと思います。ですから渋滞をしたと。こういうことになるかと思いますがどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 今回10月13日の避難訓練につきましては、地域の車の量の検証といった意味もありますし、混雑をできるだけ分散させたいという意味もありまして、地域を分けさせていただきました。実際の避難の時には、新川、暮帰別地区の方もさきほど議員お話がありましたように海のそばを走るのは気分的に悪いということで、多くの方がMGロードを利用して、茶内方面に避難している実態がありました。そういったこともありまして、先ほど言いました車の分散ですとか、距離的にも変わりがないということで今回は榊町の方は浜中の方ですが、暮帰別、新川の東地区の方につきましても榊町の方に避難訓練に参加していただきたいということがあったものですから、今回相当な混雑が出ました。その反面琵琶瀬、仲の浜、新川の一部のMGロ

ードにつきましては、参加率の関係もありますが、それほどの混雑がなかったと検証しておりますので、今後橋の無い榊町の方に避難するのがベターなのか、橋が心配なければMGロードを避難した方が良いのか。ただ距離的には変わりがないのですけれども、混雑を避けるという意味でも分散して、実際するときにも避難していただけるかということがありましたので、今後も色んな施設の関係や榊町の坂を上った時にスピードが緩んで渋滞したという課題が出ておりますので、それらも色んな形で周知徹底するかどうか、場所を変えるとかの形の訓練を重ねて行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） よく解りました。要するに住民の不安ではなくて、地区割りの結果が榊町に殺到したと。一車線でありますから当然渋滞をしたということが解りました。それがこれからの色々な課題として町の方に蓄積されたわけでありますから、それを参考に色々なことが考えられると思うわけであります。けれども昨日もこういう話がありました。12月7日の宮城県沖の震度5の地震で津波が1メートル、避難勧告ということでありました。この時の地元の新聞を見てみますと、岩手県釜石市では夕方のラッシュと重なって幹線道路は避難する車で大渋滞が起きたと。信号無視も当然起きて割り込みをする車もあったと河北新報のニュースであります。また、同時に避難時の車利用のルール、所謂ローカルルールをいかに作って住民の理解を深めるのか、課題が改めて浮き彫りになったという河北新報のニュースでありますけれども。何を言いたいかと言うと被災した東北地方が未だにこんな状況なんですよね。ということは車を使った避難訓練と徒歩で逃げた避難訓練がうまく行われていないのではないかと思うわけあります。5月に一緒に視察をさせていただきました。高知県の南国市、三重県の大紀町の共通点が何かと言うと、地理的に車を使った避難が困難な場所なのです。道路が狭い、住宅も密集しているということで否応なくと言ったら語弊があるかもしれませんが、行き着いたのが避難タワーであったと私は認識しております。反対に浜中町は歩いては避難できない地域があるということを理解しなければならないと思います。勿論車での避難が混乱を招くこともあるわけであります。ただ、その地区地区の対策が必要ですが、概ね車で避難して方がよりベストであると思います。この認識についてお聞きしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 今議員さんおっしゃったとおり、地理的な条件、寒冷

地であるという条件、近場に高い建物・山が無い場所は当然歩行で避難するには無理がありますので、車での避難というのは重要なものと認識しております。そのための道路の拡幅、整備ですとか、橋の耐震といったことがこの地域では求められるのではないかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そのとおりでありまして、私も車で逃げるメリットを考えてみました。道路、橋がどうなっているかは別問題です。町では単独では何もできない話がありますから今回の質問からはずして、車での避難がベストだということで考えてみたいと思いますが、今室長が言ったとおり雨風がしのげる、暑さ寒さがしのげる、避難してから睡眠が取れる。考え方によっては、防災の喚起ですが食料や水が積んでおける、備蓄もできるかと思えます。ちなみに賞味期限で言えばミネラルウォーターは2年位大丈夫であります。缶詰は3年以上あるということでもありますので、車の中にそういったものを積んでおけると思えます。また、訓練を重ねることによってガソリンを普段より多く入れておくこともあるかと思えます。実際12月7日の宮城県沖地震の時もガソリンスタンドに長い列ができた、未だに東北でこうなのです。やはりここは問題だなと。教訓は何だったのかなと。人間は忘れ易いわけでもありますので、その関係もあるのかなということで、より車で逃げた方がベストかと思えます。一方歩いて避難する場所もありますけれども、歩いて逃げた場合はそこには避難施設が必要になってくる。室長が昨日話していたコンテナ、食糧の備蓄も出てくるわけですね。それには膨大な時間とお金がかかるということに行き着きますので、浜中町では車の避難が可能であれば、よりベストあると思っております。また、次の例は落石漁協なのですが、船の沖出しの報道がされていまして。500年周期の大津波対策として船の沖出しが検討されていたわけでありまして、最初は漁業者の反応が悪くて会議にも人が集まらない状態であったと。ところが組合の指導もあって、漁業者自ら何メートルの津波が予想されたら水深何メートルまで沖出しすれば被害がないのかということで、落石漁協では最大水深50メートルまでの沖出しを決めた。津波到着時間によっては、沖出しするかしないかの判断をどのタイミングで行うかなどマニュアル化も出されたということでありました。その後3.11があったわけでありまして、全船沖出しをして被害がゼロでありましたという報道があったわけでありまして、何を言いたいかと申しますと、落石漁協には防災課とか災害対策室なるものはありません。沖出しの際、水や食料を積んでいなかったと

いう反省もあったようですが、ここで気が付くべきことは、漁業者がここまでシュミレートできたことであるわけであります。一方浜中町は専門の室を設置しているわけでありますから、こういう例も含めて積極的に町民に防災対策を喚起すべきと私は考えますが、その点室長如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 落石漁協さんの沖出しのルール作りにつきましては、実際率先的な役割を果たした群馬大学の片田教授、かの有名な「釜石の奇跡」の子供たちの教育に取り組んだ先生でございますが、落石漁協の沖出しのルールが今回役立ったとなっております。浜中町におきましても年数は忘れたのですが、平成17年か18年に霧多布地区の漁業者を集めて、片田教授に来ていただき、沖出しルールにつきましてお話をしていただいたことがあります。ただ、それがそのままになっているものですから、落石漁協さんのようにルール作りまでいかなかった経過があります。今議員さんおっしゃったように今後はそういったことも含めて漁協や漁業者とタイアップしながら、内の場合の沖出しの関係につきまして、より安全な方策がないかということのをこれから検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 色々課題が出てきますので、その辺を一つずつ取り入れていただきたいと思います。次に二つ目の質問に移りますが、防災対策室においても、車を使用した避難訓練を関係機関に要望していると聞いております。これは想像の範疇ですが、多分振興局や警察、消防署になるのでしょうか。その回答がどうであったのか聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 車を使用した避難訓練を関係機関に要望したということではありません。浜中町では今まで訓練におきましても、実際の津波警報等におきましても原則徒歩という基本的なルールはあります。それが先ほど言いましたように、地理的、気候的なものということで、浜中町では車は駄目と言っておりませんし、必ず車で避難しなさいとも言っておりませんが、訓練におきましても、津波の際におきましても車で避難している実態があります。そういったこともありまして、先ほど言いました車での避難訓練を実施したいということではなくて、避難訓練をするにあたって関係機関に要望しているということは、二車線化は置いといて、避難訓練の時に片側一車線の

道路を一方通行で実際の時もあり得るので、一方通行の訓練をさせていただけないかという事は警察署、道路の管理者であります総合振興局の建設管理部の方に相談させていただいております。この10月13日の避難訓練におきましては、昨年3月11日の大震災が起こる前からもある程度は相談させていただいております。ただ、昨年3月11日に起きたことによりまして、なお一層ということでのこの度の避難訓練では是非やりたいとお願いしております。場所につきましては、琵琶瀬のMGロードと湯沸の坂の二箇所できちんと職員も上下に配置して、危険がないようにやるということで訓練をさせていただきたいと警察に相談を申し上げましたが、最終的にはそれは駄目ですという回答でありまして、実際できなかったということがあります。一方通行の訓練につきましては駄目ということですが、これにつきましては、まだ調べ切れていませんが、本州の方ではそれなりのきちんとした準備、所謂通常から電光掲示板などで津波等の災害が起きそうな時で避難が必要な時には一方通行にしますよというものを建てて、住民周知もきちんとした上で実施している道路もありますので、時間がかかるかもしれませんが、MGロード、湯沸の坂、今回渋滞が起きた榊町の坂については、二車線が可能になればそれに越したことはないのですが、本番訓練含めて継続して要望していきたいとおもっております。要望事項として冒頭お話ししました車道の二車線化につきましては、各道路

要望しておりますが、状況といたしましては今MGロードを建設管理部さんの方で調査の段階に入ったということで、可能になるかどうかについては、今後の結果だと思いますが、MGロードの歩道のスペースの部分があります。あれをうまくフラットにすれば、そんなに幅を広げなくても片側だけでも二車線化できないかという検討段階に入っていると聞いております。MGロードばかりでなく、湯沸の坂、榊町の坂も是非やっていただきたいと要望申し上げているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 確かに要望はしましたよと。二車線を使って、一方通行で避難をさせたいと。これの回答は駄目ということですね。片側一車線を使って一方通行だけでということですか。片側を止めてということですか。今後片側一車線を通行止めにして、山側に登っていく道路だけを使って避難訓練をしたいということでしたでしょうか。その辺確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 説明があれだったのですが、片側一車線が交差している道路が全部なのですが、それを二本とも上り方向として、一方通行でできないかという事で要望しております。当然避難勧告等が出ましたら、危険な場所に入り込まないよう片側を止めるという方策も必要になってくると思いますが、反対車線も使った上り方向に一方通行にできないかお願いしております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 二車線を使って、一方通行で避難訓練させていただきたいということで、今のところは駄目ですと。ただ希望があるのが、MGロードの歩道を使って上り車線にするということですね。それは災害の時に限ってではなく、常時ということですか。そこを教えてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） まだ検討段階ですので、正式に二車線、両方二車線、片側二車線ができるかどうかははっきりしておりませんが、今MGロードが対面一車線プラス歩道の部分があります。通常一車線で使うのですが、いざという時に歩道部分も車が走れるようにということで、今段差がついておりますので、改良して段差を無くすということです。通常歩道として使用するには、線を引くなり、ゴムラバーで仕切っておくといった検討を始めたということでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 飲み込めました。釧路市が道路を使って避難訓練をしたいということが止まっている状況です。釧路市長の記者会見のページが見つかりました。釧路市の危機管理室というところで「今道路を封鎖して避難訓練ができないが調整中だと、市民の命がかかっているので簡単に諦めるわけにはいかない。引き続き粘り強く要請していく。」というコメントが出ておりました。確かに釧路市で道路を止めて避難訓練をするというのは、大変な大仕掛けでありまして、例えが良いか解りませんが、レインボーブリッジを封鎖せよみたいな大掛かりな作業になってくるわけでありまして、私が考えるには車を使った避難のイメージ、琵琶瀬の一部、仲の浜地区はMGに行くには左折ですから、このまま左側通行で避難してほしいと。一方新川、暮帰別、昨日質問がありました霧高・霧中は右折ですから、右側通行で逃げていただきたいと、ここに行き着くのですよ。どうしても二車線を使って避難させるイメージです。茶内方面から海岸線に入ってくる車は無いと思いますけれども、念のために茶内消防団にも出てもらっ

て、海岸線に向かう車はストップしてもらおうと。浜中方面も同じ考えでありますし、霧多布市街も1の通りから「ゆうゆ」に上がるには右折ですので、左側通行。2の通り、3の通りも右折ですが、右側通行で逃げていただく。どちらも使って一方通行で逃げていただくということを考えるわけでありませぬ。また、散布地区も同じであります、ただ丸山地区が車で逃げると大混乱に陥りますので、湖沼公園からの避難道の整備が前提で車の避難訓練もできるのかと思うわけでありませぬけれども、こういった訓練は駄目という回答で止まっている状態ということではよろしいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 車の一方通行の訓練は、現在駄目ということで出来ないので、避難訓練に際する車の使用は、当然禁止するわけでもありませんので、車で避難するということを考慮しながら場所だとか駐車場だとか、車の避難訓練に特化した訓練ではなくて、通常の訓練の中で車を利用できるようにしたいと考えます。そのためには何が必要なのか。避難先の駐車場が足りないだとか、車に居る方に対する情報をどうするだとか、そういったことが必要になってきますので、特化した訓練をすることは今現在では出来ないので、通常の避難訓練の中での使用は考えております。釧路市の車の避難訓練なのですが、確か大規模なものは出来ていないのですが、通常下り坂道が一方通行なのを逆に7～8台程度の車が上る訓練はしていますので、内の二車線使う一方通行も何とか訓練としてできないか、これからも要請していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 確かに大掛かりな訓練になるのですよね。事前に周知の徹底もしなければなりませんし、通行止めにするには迂回路の表示も必要でありますし、当然交通整備員の設置も必要でありませぬ。また、緊急車両の通行の妨げとなると大変でありますから、その想定も必要であります。当然さっきから言っている建設管理部の方、警察、消防署、消防団、ましてや地域住民とも綿密な打ち合わせをしないとこの訓練はできないのは百も承知なわけでありませぬ。そこを敢えて南国市の有名な課長のとおり、熱く粘り強く交渉していく気持ちがあるのか無いのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 他でもやっている事例がありますので、例えば電光掲示板の関係につきましては、釧路開発建設部さんをお願いしなければならないですし、

その交通ルールの関係につきましては警察署さん、緊急車両の移動の関係につきましても消防署の方とも協議しながら粘り強くやっていきたい。二車線になれば言う事ないですし、新しい道路ができれば言う事がないのですが、それが出来るまでの間は最善の策ということで色んな方策で粘り強く関係機関とも交渉していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 三つ目の質問に入りますけれども、地域ごとの図上訓練、これは地図上の訓練でありますけれども、それを行うことで見えてくる事柄があるかと思えます。失礼な言い方で申し訳ありませんが、私もあるセミナーで最近知った言葉であります。DIGと言うそうではありますが、大きな地図を広げて、地域住民に集まって頂いて、警察も消防も集まっていたら、色々な条件下で避難訓練をすることだそうあります。DIGという言葉室長聞いたことがあるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） DIGは私ども防災担当者におきましては、かなり前から知っておりますし、浜中町でも過去に3回ほど実際に実施していることでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 専門に調べられているかと思えます。私も今回教えていただきまして、将来的に車を使った避難訓練に行き着くわけでもありますけれども、その前にこの冬あたりにこういう図上訓練をやっておいて、避難訓練ができるのは早ければ早いほど良いですが、皆で理解しておかないと混乱もおきますので、そういったシュミレーションを重ねるのは必須条件だと思います。地域住民でできること或いはやらなければならないこと、一方行政でできることやらなければならないことを明確に出し合って、お互いにシュミレーションしていくことが大事だと思うわけがあります。この冬にこのDIGによるシュミレーションを重ねてみんな集まっていたら、ここのように想定をするべきと思いますが、室長はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 議員おっしゃるとおり、色々な想定ができます。DIGのやり方も色々な方法がありまして、架空の町の地図を使ってその住民となってやるDIGもありますし、実際の自分の地域の地図を使って自宅の位置や避難ルートといったやり方もありますので、防災対策に限らず色々な場面で町民の方や関係機関の方の

ご意見を徴集する場も沢山ありますが、このDIGでの訓練も一つの大事な方策だと考えておりますし、今後地域ごとの津波避難計画を作る上では、地域の方に集まってもらって色んな意見を頂く場を持っていただきたいと考えております。計画しておりませんが、地域によっては避難ルートをきちんと押さえていただくためにDIGの手法を取り入れることも考えなければいけないと考えております。私たちが災害対策の情報として色んな意見を徴集するばかりでなく、このDIGに参加した方も相当防災に対する意識が向上されると思います。私自身も4～5回参加しておりますし、浜中町でも過去に3回くらいやっております。避難訓練の時に霧多布地区だけでやったこともありますし、親子で集まってもらってやったこともあります。その地図で話し合う前に町の中を歩いてもらったということもあります。色んな方法がありますので、今当面考えられることは、地域ごとの避難計画の作成にあたっての一つの手法として考えてみたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 室長の答弁で色々考えてられているのは解ります。しかし、町民には防災や減災の観点から進捗状況が全く見えてきていないのですよ。これはアピールするだとか、プレゼンするだとかが欠けているのではないかと思います。ここで町民が不安、不満に思ったりするかと思います。昨日室長が今後の計画としてハード面の計画を八つお話ししてました。監視モニターなどですね。確かにこれはあれば威力になるわけでありませうけれども、いずれにしても八つとも予算が必要です。来年度の当初予算で1つ2つは可能かもしれませんが、裏を返せば、残りはまだまだこの後ですよ。あの話はどうなりましたと聞くと予算が無いと多分おっしゃるかと思えます。中々進まない話なんですよ。最後室長がその他としてソフトとして避難訓練もありますと申しましたが、避難訓練というのは、大変複雑な手続きと綿密な手間が必要です。相当汗をかかなきゃならない。一方昨日言ったハードというのは、お金があればできる。無ければできないという話です。そうするとどっちが早いかな。汗をかけば車をつかった避難訓練が可能だと思うわけでありませう。そのDIGはこれからやりますよということでありませうから、その後に車を使った通行止めにした避難訓練をもう一度聞いておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 車を使った一方通行は、警察と相談したときも厚岸警

察署ではMGロードは距離があるので難しいけれども、湯沸の坂は地域の方が主なので、きちんと周知すればできるのではないかという良い感触もあったものですから、それに向けて進んでいたのですが、他の地域で実際やっている所もありますし、釧路市でもやっている経過がありますので、今後も警察に根気よくお話ししながら、是非やらなければならぬことだと感じております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今室長から根気よく粘り強くやりたいというご答弁をいただきました。しかしこれはトップダウンでなければ決められないこともあると思います。室長が出て行くよりも町長が出て行って交渉すると。こちらの方が早いという向きもありますので、最後に町長のこの点に対する答弁を頂いて終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） お答えします。3. 1 1の被害の後、振興局、開発建設部含めて考え方というのはその時点から大きく変わったと思っています。対応も変わりました。特に言うとMGロードですとかそのあり方ではありますが、寿磯橋の関係も大きく工事もやられましたし、そんな意味で振興局、開発建設部含めて3. 1 1を受けて全体的に変わったと思っています。私どもも当然変わっていますが、この件についてはその後色んな会議がありました。その中で私も発言させていただきましたが、寿磯橋の話を見せてもらって順次改善されてきました。そして逆にMGロードについては、提案もされてきています。調査も直接やられている状況であります。そんな意味からすると関係機関同士含めて私ども言いますが、向こうからも言ってくるので、前とは全然違うと思って今動いている所であります。95パーセントの方々が車で避難したということも頭に入れて、逃げる事が第一でその他ではありません。まず避難することが最初だと思っています。ハードは後だと言いませんが、できることはそこからしっかり地域の方々と協議しながら体制も含めて、われわれも含めて地域の皆さんに手伝ってもらう事もDIGあたりで言うと地域の皆さんが主体的に動くというのも手だと思っています。それを指導する人達も避難することを最優先に進めていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 質問通告に沿いまして質問したいと思います。項目は一点で教育費の父母負担軽減について質問いたします。今の前の議員さんの質問は緊急時の対応についての質問ですが、私の質問は打って変わって日常生活における子供たちの

教育についての質問であります。憲法26条で、義務教育は無償にするという条項があります。授業料や教科書代は無償で提供されています。しかし、様々な形で学校へ納入する金額が嵩んでいるように思われます。父母負担が少しでも軽減されるよう質問いたします。教材費などで父母の支出がどのくらいあるのかということをお聞きするために、生活困窮者に対して生活保護及び準要保護の方々が支援されている就学援助ということで支援されている金額はどのくらいあるのかということをお聞きすれば全体が判ると思いますので、その項目に従って最初数字で質問したいと思います。まず2012年度就学援助の内容と金額について一人当たりの国の基準（年額）及び浜中町の支援金額についてお尋ねしたいと思います。一つは学用品費として小学校の国の基準は1万1,100円ですが、浜中町はいくら金額を出しておりますか。また、中学校の国の基準額は2万1,700円ですが、浜中町はいくらの援助を行っておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 只今の質問にお答えいたします。議員承知のことと思いますが、国では生活保護世帯に対しまして、教育扶助として基準を定めています。今その基準が議員おっしゃいました小学校では学用品費1万1,100円、中学校であれば2万1,700円の国としての基準を定めています。教育委員会としては、これに準ずる方への支援ということで準要保護者の方に対して支援をしております。この支援の基準に対しましては、国の生活保護基準を参考にしておりまして、小学校でありますと国の定める1万1,100円、中学校であれば国の定める2万1,700円同額を準要保護世帯に支援をしております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 国の基準ということで、今浜中町もその基準でやっておられるということを聞きましたが、実際に学用品費として小学校、中学校ではどのくらい家庭から徴集しているか。副教材費だとかそういう名目で年度当初に計算して集めておりますが、それと比べて今出された金額はどうなっておるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 只今の質問にお答えいたします。学用品費、副教材費を含めてですが、浜中町の小学校の平均で申し上げます。5,544円となっております。中学校につきましては、9,611円となっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 学年によってそれぞれ金額は違うと思いますが、今課長が答弁されたのはおよそその平均値ではないのかなと理解します。では次に進みますが、次に体育実技費について質問します。国の基準としては、この地域には合わないのですが、スキー小学校2万5,300円、中学校3万6,300円。柔道中学校7,300円、剣道5万500円となっておりますが、この種の体育実技費に関しては、浜中町はどんなふうになっておられますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 浜中町の体育実技に関する支援でございますけれども、今議員おっしゃいましたスキー、柔道、剣道についての支援はしておりません。ただ、中学校の柔道につきましての国の基準がありますけれども、浜中町でも体育の授業の中で武道必修として柔道を行っておりますが、この柔道着については教育委員会の学校用備品として各中学校に整備しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 学校用備品として、学校に備え付けておいてそれを年度毎に継続して使ってもらおうということになりますね。スキーに関わって言いますとこの地域ではスケート、これが冬のスポーツとしては体育の授業等で使われるそういう点からすればスケートの支援というのは、あっていいのかと思うのですが、今までもそれはなかったですか。私としては、この地域の冬のスポーツとしてはスケートを揃えるという点であるべきだと思うのですが、それについてはどういう考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 議員おっしゃいますとおり、浜中町の地域柄雪の関係でスキー等の実技ができない関係上、各学校についてはスケートの授業を実施しているところがあります。ただ、調査した結果、スケートの授業を実施している中学校につきましては、1校しかございません。それも年3回程度の授業の中での実施という事で、この分については教育委員会としての実技の支援をしていない状況であります。状況的には、この学校1校のスケート靴の整備については年3回ということで、卒業生からのお下がりや中古品などで対応していると聞いております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） スケートについて実態に沿ってみれば、教育委員会として支援する立場に無いというような感じで私は受けましたが、私はやっぱり冬のスポーツと

しては、義務制の小中学校では昔のように多くの町民がスケートを履いて滑るというようなことというのは、必須科目のような形でどの子もスケートができるような環境を教育委員会としても音頭をとってやるべきだと考えております。そうでなければ冬の運動というのは、中々難しい問題ではないのかと思います。そういうことを掘り起こして、みんなスケートをやるというような方向も考えていただきたいと思います。続きまして入学準備金についてですが、国の基準では小学校で1万9,900円、中学校では2万2,900円ということで小中学校に上がる前の入学準備金として支出しておりますが、浜中町ではどのように金額を決めておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 只今の質問にお答えいたします。浜中町の教育委員会の新入学時の児童生徒の支援につきましては、国で定めております生活保護基準、小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円と定めておりますのでそれに沿って支援をしております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 続きまして、通学用品費です。自転車通学になるかなと思いますが、その他もあるかもしれません。小学校中学校とも2,170円。或いは通学費では、これは都市での公共の乗り物を使っての通学だと思うのですが、小学校で年間3万8,200円、中学校では7万7,200円を基準に定めていますが、浜中町ではスクールバスがあり、通学範囲も中学校あたりでも少し前まで4キロメートル以内、今はそれ以上あると思いますけれどもその点についての補助はどうゆうふうになっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 議員おっしゃいました通学用品費につきましては、国の基準、小中学校では2,170円となっておりますが、浜中町も国の就学援助と同じ2,170円を支援しております。2点目の通学費について申し上げます。国の基準では議員おっしゃいましたとおり、小学校では3万8,200円、中学校では7万7,200円となっておりますが、浜中町では通学の関係につきましてはスクールバス等で対応していることからこの通学費についての支援はしておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 通学用品費なのですが、通学距離の長い生徒に対して自転車

だとかそういうものの修理費かと思って、全ての児童にこの金額が当たっているのかどうかということについてまず質問したいと思いますし、通学費の方でスクールバスでやられていると言うのがありますが、スクールバスでない方法で通っている小中学生も居るのではないかと思うのですが、それに対する補助というのがありますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 通学費の全ての児童に支援しているかという一点目の質問ですが、浜中町の児童生徒の就学支援につきましては就学援助に関する規定がございます、その規定に沿った形の世帯に支援をしている状況であります。また、遠距離の4～6キロメートルのスクールバス以外の児童生徒への支援はしているかどうかの質問ですが、浜中町としては遠距離通学費の補助を実施しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） スクールバス以外の補助なんです、具体的に学校名は挙げられますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 小学校では4キロメートル以上、中学校であれば6キロメートル以上ということで支援しておりますが、今手元に学校名等をお答えする資料を持ち合わせておりませんので、その点についてはお答えできません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は散布小中学校の場合を念頭に置いて質問していたのですが、それについて如何でしょう。渡散布ですね。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 渡散布地区の児童生徒については、遠距離通学費の援助は出しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） それは金額にしていくらになりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 小学校であれば年間5,000円、中学校1万円の支援をしております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 次に修学旅行費について質問します。小学校は2万6000円、

中学校は5万5,700円が国の基準なのですが、浜中町はどうなっていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 浜中町では修学旅行費に係る経費につきましては、実費支援をしております。具体的に申し上げますと国の基準では、小学校で2万600円、中学校であれば5万5,700円の基準になりますが、浜中町教育委員会の支援につきましては、実費と申し上げましたが、最大でかかる経費が国の基準を超えても支援している状況であります。浜中町の小学校であれば2万7,400円、中学校であれば6万9,600円ということで措置をしております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） ということは学校によって金額が違うので、その学校でかかる実費だけを支給するということですね。次に校外活動についてなのですが、宿泊無しの場合と宿泊有りの場合があるのですが、その活動費についてはどうなっていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 二点についてお答えいたします。宿泊無しにつきましては、国の基準小学校であれば1,510円、中学校であれば2,180円で浜中町も支援しております。また、宿泊有りに関しては、小学校中学校とも支援をしてございません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 宿泊有りの場合浜中町は、支援はしていないという答弁ですが、これはどうしてですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 浜中町の実態として宿泊を伴う校外活動については無いことから、支援をしておりません。ただ、修学旅行等の宿泊を伴うものについては支援をしております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 実は私現職の時に、2年生は宿泊研修があったという記憶があって、今でもやっているのかと思いながら質問しました。次に給食費の補助についてですが、これは国の基準では実費になっています。ここでは年間の金額を小学校中学校別にお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 給食費の金額についてお答えいたします。小学校であれば

年間3万8,610円、中学校であれば年間4万5,435円となっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 給食費については、実費全額補助されているということですね。最近見てびっくりしたのですが、全国的にはクラブ活動費や生徒会費、PTA会費でも助成の対象になっているということで、浜中町でこれについて補助はしていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 浜中町では今議員おっしゃいましたクラブ活動、生徒会費、PTA会費についての支援はしておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） その内生徒会費やPTA会費というのは、町内の学校でどの位集められているか調べているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） まず一点目のPTA会費について、学校の平均で申し上げます。小学校で4,230円、中学校で4,800円。児童会費については、小学校についてはございません。生徒会費、中学校で平均1,350円となっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） このクラブ活動費や生徒会費、PTA会費について、全国的に補助している町がありますが、北海道の場合179の市町村の中でどれくらいこれらに補助がされているか調べておられますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 北海道では全体の3分の1程度が補助をしていると押さえています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 課長がおっしゃられたとおり3分の1程度ということなのですが、自分が最近調べた数字で言えば179分の78とか72とか81で実施されていて、検討中というのがありまして、30、31、34と。それをプラスすると半分を超えるということになります。これらのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費について助成を検討するという考えは教育委員会の中で持ち合わせていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○**管理課長（工藤吉治君）** まず管内的な状況を申し上げます。釧路管内的には今言った3点に関しては、各町村支援してございません。ただ、教育委員会としては、管内的な状況を鑑みながら検討していきたいと考えています。

○**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

○**10番（加藤弘二君）** 検討するというので、前向きに考えてほしいと思います。次に浜中町独自として上乘せして助成しているものはございますか。

○**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

○**管理課長（工藤吉治君）** 浜中町として国の生活補助基準よりも上乘せして支援している分はございませんが、町独自として小学1年生には鍵盤ハーモニカ、小学校3年生には縦笛等を購入して支援をしております。

○**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

○**10番（加藤弘二君）** 中学1年生には相当昔になるかと思いますが、英語の辞書を贈っていたことがあったと思うのですが、今はそれは無いのかということです。

○**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

○**管理課長（工藤吉治君）** 議員おっしゃるとおり、昔は英語の辞書を支援していた時代もありましたが、現在は学校備品の中で英語の辞書を整備するというので、特段個別に支援してございません。

○**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

○**10番（加藤弘二君）** 英語の辞書が今の時代に合わないということであれば、それに準じたものを中学校に上がったお祝いとしてあげるべきかと思うのですが、その点について検討したり、廃止しにした理由とかがあれば言ってもらいたいです。

○**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

○**管理課長（工藤吉治君）** 廃止にしているとは教育委員会では考えておりません。学校備品の中で同じものを生徒に使ってもらうという考えから、学校備品の中で整備しているということで捉えてほしいと思います。

○**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

○**10番（加藤弘二君）** 今まで上の方からどの位の金額で支援されているかということを知りましたが、私今言われたものを全部計算することが時間的に出来ないのので、大雑把に言って小学校では年間何万円が助成され、中学校では何万円になるというようなことで答えられますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 大変申し訳ないのですが、個別の補助につきましては、各年度によって違います。ただ、予算措置としての話でお答えをいたします。今年度小学校であれば全体で221万4,000円、中学校で290万5,000円の予算措置をしています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そのような大きな額で助成されていて、就学援助を受けている家庭では大変助かると思います。どの位の家庭がそういう援助を受けているかということによって次にお聞きしたいと思います。今年度の児童生徒数は、小学校中学校合わせて何人おられて、その内生活保護の家庭は何パーセントおられるか。そして準要保護の受給者数は何パーセントになるかという点では如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今年度の児童生徒の人数は12月1日現在でお答えいたします。小学生375人、中学生159人、合計534人となっております。その内生活保護の受給率で、小学校で0.8パーセント、中学校で1.9パーセント。準要保護の率は、小学校9.9パーセント、中学校15.7パーセントとなっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） この受給率なのですが、生活保護と準要保護家庭合わせた人数で就学援助を受けている率、釧路管内の市町村ありますが、隣の厚岸町や白糠町、釧路市と比べて、或いは平均でも良いのですが釧路管内の助成を受けている方の率と比較して、浜中町はどんな位置にあるのかというのを説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 具体的に厚岸町と比較してお答えをさせていただきます。要保護者と準要保護者に別けてお答えをいたしますが、要保護者厚岸町と比較しまして、小学校2.8パーセント、中学校4パーセント。準要保護者につきましては小学校12パーセント、中学校15.8パーセントとなっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今隣の厚岸町と比較してということで小学校では0.8と2.8の違い、中学校で1.9と4という違いがありますが、準要保護に至っては、さほど違いがないと思います。隣の厚岸町は浜中町と同様に漁業の町でもあり、そんなに差は

無いと思うのですが、厚岸町は生活保護の受給率から見れば、これは子供たちだけでなく大人も入るわけなのですが、受給率は浜中町の約2倍の受給者がおりますし、白糠町と比べたら3倍ほどの開きがあります。そういうことからして、もっと助成を受ける人数が居るのではないかと思うのですが、これを区分けすると言いますか、申請者に対して限度額をどこで切るかというのが認定の判断材料としてあると思うのですが。認定する場合にその子供の家庭の所得がいくら以下という形だと思うのですが、どのように認定をしておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会といたしましては、就学の支援につきましては各学校へ通知いたしまして、保護者の方へ周知をしております。議員おっしゃいました支援援助の決定についての所得の部分ですが、現在浜中町としては就学援助を受けることができる方については、8項目の基準を設けて保護者へ通知しております。所得については、何万以上何万以下と単純にいかないことから、浜中町としてはその分の規定はお知らせをしております。というのは、家族全体の世帯の所得を勘案しながら、子供の人数等で係数がございます、その係数によって所得が多くても該当になる方がおりますし、所得の基準については明確に示してはございません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 所得について明確に示していないというのがあるのですが、自分の所得は解ります。家族が複数居てその家族ごとに所得額を出してあげれば父母の皆さんは該当の有無が解るので、そういう形でお知らせの中でも数字で示してあげてはどうかと思います。如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今議員おっしゃいました点につきましては、所得がある方でも該当になるということがありますので、目安ということで保護者へお知らせする段階で所得金額または世帯構成人員などを含めて周知を考えたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） ここに保護者の皆様へという就学援助についてのお知らせという紙がございます、これを入学時の場合は、中学校しか見ていないのですが、3月の段階で新一年生保護者の皆さんへということでこの就学援助についてのお知らせで、こういう方は受けられますよという紙があります。申し込む場合は3月23日まで「需

給を希望します」と保護者と生徒の名前を書いて学校へ提出するという手立てになっています。この就学援助のお知らせで、この文章で受けてみようかと思う人が、しり込みするような文章なので、ちょっと読み上げてみます。「就学援助とはお子さんが学校で楽しく勉強できるよう、生活保護世帯またはそれに近い程度に生活が苦しく、学用品代や給食費などの負担をすることに困窮している世帯に対して援助をする制度です。」と最初にこう書かれています。これって受けようかと思う人のしり込みの言葉になっておりませんか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 就学援助のお知らせにつきましては、初めに就学援助とはということで議員今申し上げた部分で各学校を通して、保護者へ通知しておりますけれども、この文章によって保護者が辞退する文章とは教育委員会では考えておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） これ考えて欲しいのですよね。「生活保護世帯またはそれに近い程度に生活が苦しく」という文章をカットしてもらいたい。理由はこの町では生活保護というと「からっぽやみ」だとか「あまり働かない」とか「楽しんで生活している」とかあまり良いイメージではないのですよね。また、生活保護を受けている人は多くの場合肩身狭い思いをして生活しているのが実態です。生活保護を受けていない人方でも受けようかと思っても、「生活保護」という文字を見ればすくんでしまう。

そういう世界なので、私は困っている方がこういう援助を受けたいというのであれば、「生活保護」という言葉は抜いて、ただ単に「経済的な理由によりお子様の就学が困難なご家庭に対して、小中学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っております。申請される方は、このお知らせをよくお読みの上申請してください。」と。生活保護の言葉ひとつ入っていない簡潔な形で案内をすべきだと思いますが、如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 就学援助のお知らせの中に「生活保護世帯」という文言がありますけれども、このことによって申請する方が少なくなるようなことがあっては、教育支援を行う教育委員会としては困ります。今おっしゃるとおり、もしこの文言で申請をしり込みすることであれば検討を重ねていきたいと思います。「経済的な理由により、お困りの世帯」とかのそのような形を教育委員会の内部で検討協議させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は是非検討して、その様にさせていただきたいと思います。生活保護の受給者も国から支給される以上にこの就学援助は受けられるわけですから、一番下の所に「生活保護受給者も申請を行ってください」という一言を入れれば目的は果たされると思います。続きまして「援助を受けることができる方」というところで、一項目から八項目までありますが、今のことから言えば一項目は「現在説生活保護を受けている方」、二項目は「生活保護を受けていたが、最近停止または廃止となり経済的に困っている方」とこの一項目二項目も私はカットさせていただきたいなと思います。三項目から八項目まで該当しない部分もあるような気がします。七項目の「世帯更正資金の貸付を受けた方」、「国民年金、国民健康保険の掛金の減免を受けている方」、「事業税、固定資産税の減免を受けた方」という文章が並んでいるのですが、助成を受ける方にとっては、意味が解らないという部分があるのです。「経済的に困っている方」ということであれば良いし、三項目の「町民税の非課税や減免を受けている方」も「町民税の非課税の方」で良いのではないかと思うのですが、ここに「減免を受けている方」と入っているのですが、町民税の減免を受けている方というのは実際に居るのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 町民税の非課税や減免を受けている方についての質問ですが、このことに関しましては、年度途中で災害等があって大きな被害等があった場合については、私の記憶で申し訳ありませんが、町税の減免措置が受けれることと理解しており、そのような方が該当となります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 町長が定める災害等にあった時の減免を指すのであれば、これは日常的な減免ではないので、できるだけ簡潔にしてやるべきだと思いますので、これも検討していただきたいと思います。

時間もあまり無いのですが、後2～3で終わりにしたいと思います。

教育費の軽減のため、一定額で支援し父母負担の軽減を図るという就学援助以外の方に対して、町として援助するという考えはありますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育費軽減のため一定額を支援して父母負担の軽減を図る

点ですが、教育委員会では今のところ検討はしておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私がこういう質問をしたのは、これはやってほしいというのが一点有りますので、聞いてください。それは中学3年生になってから高校受験の資料として、本当は教師が自作のテストをやって、この子は高校へ行けるだけの力があるかどうかということを見るのがあれば良いのですが、一般的には文化協会のテスト、これは相当古いもので今も続いているようです。これは普段の成績には関係なく、高校に進学させるための資料として、少なくとも三百点満点のうち百点は取って、基礎学力を付けて高校に行ってほしいとか。或いは二百点ぐらい取れば霧高に行っても卒業する段階では公立大学だとか公務員の試験は受けれるよだとか、そういう目安なんかにして使っているものなので、漁業の町で相当前なのですが、高校に進学しない者に受けさせる矛盾もありましたが、こういうものは特別なテストなので町として特別補助してもらいたいと思います。料金はいくらかと申しますと。中学校の1～2年生は、町内では年間3回しかやっていません。一回270円で1～2年生は一人810円です。中学3年生になると年間6回のテストをやります。一回270円なので1,620円になります。これを町費で提供してもらえれば、資料として使えると思いますので是非検討していただきたいと思います。如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 浜中町の教育委員会として児童生徒に支援をしてほしいということですが、教育委員会としては新たな支援ができるものかどうかも含めて検討して行きたいと考えております。ただ、これが来年度から行うという確約ではなくて、教育委員会内部で検討したいということであります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） これは是非現場の教師、特に中学校経験の校長あたりに聞いて、それを参考にして検討していただきたいと思います。後二つなのですが、高等学校の生徒について、このような就学援助制度というのはございますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 霧多布高等学校の生徒につきましては、このような支援制度はございません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 霧多布高校生に対して、特色ある高校づくりの観点から、町としてユニークな補助制度を作り、それがきっかけで地元の高校に通ってみようかと、そういう形で励ますような助成というのは考えられておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 町立の霧多布高等学校につきましては、昭和26年に創設以来61年におよび、常に地域に密着した町立高等学校として校史を刻んできております。この間高等学校につきましては、町内交通機関の利用困難な方へのスクールバスの運行や公共交通機関を利用する遠距離通学者への通学費の全額補助を含めて、海外交流派遣等の活動支援をしております。今後、浜中町の中学生が減少するという推移から、霧多布高等学校への入学も減少すると見込まれております。このことから、教育委員会として各種検定試験に要する費用の支援の方法も検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今ずっと義務制の費用負担軽減、最後に高等学校の助成の実態等について答弁をいただきましたが、財源として先ほど二百数十万円と言うことで就学援助費を出しているということですが、これは一般財源、地方交付税の中から支出されていると思うのですが、支出を抑えるという方向の途上に来ていると思うのですが、その実態は如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 議員おっしゃいますとおり、平成17年度から国の三位一体改革により、準要保護者による補助を廃止し、補助対象者が要保護者に限定されましたが、どちらも基準財政需要額として交付税の措置をされてございます。この数字的な部分については、承知してございませんが、平成17年度から国では交付税の中に参入されているということで認識をしております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 最後に教育長にお答え願いたいと思いますが、様々な形で町内の子供たちに、或いは家庭への子育て支援を今管理課長が答弁されたような形で浜中町も努力されておられると。そう言う中で財政的にも一般財源の方からということで、金額が上に上っていかないような状況にあるのですが、これを私は引き続き更に良くなるように前向きに検討していただきたいと思うのですが、教育長の考えや意気込みを聞

かせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 色々ご質問に対してお答えをさせていただきました。管内的にも浜中町は要保護、準要保護に該当する割合が少ないと。裏を返せば浜中の児童の取り巻く環境、一つは所得部分では白糠町が3倍という形で議員おっしゃっていましたが、白糠町は確かに生活保護世帯の多い地区なのです。それに準ずる層が比較的多いと感じます。隣の厚岸町は割合的にも若干浜中町よりも多いみたいですが、とにかく浜中の国保税に算定される基準総所得の部分においても結構高いと捉えられています。準要保護者の認定基準、国の基準で言う1.3倍まで管内的にも他の町村より緩くして、対象者を拡大しています。財源的には平成17年の三位一体改革から交付税と補助金が税源移譲の関係で一般財源化にされた。実質生活保護を受けている要保護者は、交付税の算定の中の密度補正、準要保護者については、単位費用でもって算定されています。例えば1人1,000円あたりの単価であれば数十円とかという形でもって、単位費用で算定されています。全体的に対象者が小学校で221万4,000円と中学校では290万円と合わせて510万円位ですが、もっと水面下に該当になる人がいるのではないかとということも考慮して、学校を介して各家庭にこういった制度があるので、臆せないで申請を出してもらおうといった取り組みをしていかなければならないと考えています。霧多布高等学校の学校に通っている子供たちを励ます色々な支援は、実質年間5万7～8千円学校納金という形で色々出されています。その中で初級の検定、例えばワープロですとか簿記の初級については本人に負担してもらっています。そのランクの上を目指すスキルを高めるような資質向上に向けては、是非教育委員会としても検定料の部分については支援をしていって、励みにしてあげるといった形も考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時11分)

(再開 午後 1時00分)

◎日程第3 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3報告第11号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 報告第11号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計補正予算の専決処分につきましては、去る11月16日の衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費であり、早急に対応する必要があることから地方自治法第179条第1項の規定により、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を11月19日付けをもって専決処分させていただいたところであります。補正の内容を申し上げますと、歳出では、二款総務費で衆議院議員選挙に要する経費で、報酬322万6千円、職員手当111万6千円、賃金86万7千円、旅費3万1千円、需用費143万8千円、役務費45万9千円、備品購入費173万3千円で総額887万円の補正となります。一方、歳入につきましては、全額国からの委託金を充てております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は80億3,575万2千円となります。以上、提案の理由をご説明いたしましたのでよろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第11号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号は承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第71号 浜中町暴力団排除条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第4議案第71号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案第71号浜中町暴力団排除条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本条例の制定は、平成3年、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行にともない、暴力団の反社会的行為が都市から地方へ流入している現状を踏まえて、北海道では、平成23年4月1日から北海道暴力団の排除の推進に関する条例を施行しました。しかしながら反社会的行為により住民の生活が脅かされる状況を鑑み、行政及び地域が協働し社会全体が一体となって、暴力団排除に取り組むことが効果的であり、住民個々に最も近い市町村と道が連携して対策を講ずることが重要と考慮し、全道の行政機関が統一した認識・方針・手続きにより、より効果を発揮し町民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に、行政及び地域が協働して暴力団の排除を推進することが重要であることから、道内市町村においても暴力団排除条例を制定する機運が高まり、北海道及び釧路管内と連携して制定しようとするものでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） （議案第71号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第72号 浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第5議案第72号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本 博君) 議案第72号浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、水道法の一部が改正されたことから本条例の制定が必要となったものであります。本条例の内容であります。第1条では条例の目的、第2条では布設工事監督者を配置する工事の種別、第3条では前条の工事で配置される布設工事監督者が有すべき資格を定めております。また、第4条では水道技術管理者の有すべき資格を定めております。なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 17ページと18ページで一点ずつお願いします。布設工事監督者の資格を有する人が現在何人ほどいるのかということと水道技術管理者の資格を有する人は何人いるか説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 両方兼ねてお答えしますが、現在2名おります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 二つとも備えている人が2名いるということなのですね。水道法の改正でこういう条例ができたのですが、そういう資格を持っている人が退職等で居なくなる、5年間の中で不在となるようなことは無いのか。そしてまた、今後そういう資格を取るための施策というかそういうものが準備されているかどうかということで質問したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 現在2名おりますので、1名はまだ40代ですから暫くは良いと思いますけれども。後は3条で言っているとおり、将来を考えますと採用時点で実務経験10年が必要となりますけれども、採用して10年は長い実務経験となりますので、採用時になるべく実務経験が短く済むような計画をすべきと考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第73号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6議案第73号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案第73号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が、本年9月5日付けで公布されたことに伴う一部改正であり、公務上、必要に応じて出頭した者等に対して、これに要した実際の費用を補償する実費弁償に係る改正でございます。この改正により、普通地方公共団体の議会は、本会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、利害関係を有する者又は学識経験者などから意見を聴くことができること、また、当該地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため、参考人の出頭を求め、意見を聴くことができることとされたものでございます。なお、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第74号 浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（波岡玄智君） 日程第7案第74号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案第74号浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成25年3月31日をもって閉校する榊町小学校について条例規定の整理を行うものであります。榊町小学校につきましては、明治12年に競進小学校と称して設立され、今日まで134年の歴史を刻んでまいりましたが、少子化の影響の中で児童数が減少し、将来においても増加が見込めないことから、子どもの適正な教育環境、教育効果の向上を図ることが困難であるため地域の方々やPTAのご理解のもとに、平成25年3月31日をもって学校の歴史を閉じることになりました。このことから、浜中町立学校設置条例別表第1より浜中町立榊町小学校の項を削ろうとするものであります。なお、附則で平成25年4月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第75号 浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第9 議案第76号 浜中町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第8案第75号及び日程第9議案第76号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案第75号浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第76号浜中町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

二つの条例の一部改正につきましては、平成24年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、附則第6条の規定を除き、公布の日から施行するとされたことに伴い、改正しようとするものでございます。

はじめに、議案第75号浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、議案関係資料の3ページ、資料3の新旧対照表に記載のとおり、大きく2点の改正になります。1点目の、防災会議の所掌事務に関する事項の改正では、現行の第2条第2号の規定「浜中町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。」を「町長の諮問に応じて浜中町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」に改め、第2号で審議をした「防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」を新たに第3号として追加規定するものでございます。2点目の、防災会議の委員構成に関する事項の改正では、第3条第5項に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を新たに第9号として追加規定したほか、委員の定数を定めた第6項並びに委員の任期を定めた第7項に、それぞれ第5項第9号の委員を追加規定するものでございます。これにより本町の防災会議の委員定数は、第5項第9号の委員1人が増え、合計で16人となり、また、第5項第9号の委員の任期は、2年間となります。

次に、議案第76号浜中町災害対策本部条例の一部を改正する条例の改正内容でございますが、市町村の設置する災害対策本部に関しては、改正前の法律では第23条に規定されておりましたが、この度の法改正においては、第23条の2として条項が新設されました。従いまして、本条例の目的規定である第1条で引用する法律の条項番号を、改正後の条項番号に改めるものでございます。また、この度の法改正に対応した一部改正に併せまして、それぞれの条例の条文中に規定する送り仮名表記、その他字句等の整理も行ってございます。なお、施行期日につきましては、それぞれの条例附則において公布の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第75号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第76号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第75号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（波岡玄智君） これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第77号 平成24年度浜中町一般会計補正予算(第5号)

○議長(波岡玄智君) 日程第10議案第77号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本 博君) 議案第77号平成24年度浜中町一般会計補正予算(第5号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、備荒資金組合納付金や太陽光発電システム設置、ごみ焼却場に係る町債の繰上償還に係る経費の補正のほか、心身障害者福祉に要する経費や中学校管理運営に要する経費など今後必要とされる経費と、事業費の確定等による減額について、補正をお願いしようとするものであります。補正の主なものを申し上げますと歳出、1款議会費では、その他議会運営に要する経費で、議長交際費5万円を追加、2款総務費では、事業費の全額を道補助金で実施する太陽光発電システム設置事業に要する経費3,307万5千円と備荒資金組合納付金で超過納付金7,000万円の補正のほか、その他町有財産に要する経費で旧琵琶瀬母と子の家解体工事などで105万1千円を追加、地方バス路線に要する経費で地方バス路線維持対策補助210万1千円を追加するなど、総務費全体で1億543万7千円を追加、3款民生費では、心身障害者福祉に要する経費で、障害福祉サービス費2,280万円を追加するなど、全体で2,109万9千円を追加。4款衛生費では、かんがい排水事業用水施設維持管理に要する経費で、光熱水費の不足見込み分など120万6千円を追加するほか、最終処分場管理運営に要する経費で、施設用備品購入の入札執行残1,086万9千円を減額するなど全体で956万7千円を減額、5款、農林水産業費では、港湾管理に要する経費で修繕料67万5千円を追加し、国営環境保全型かんがい排水事業に要する経費で当該事業の負担金確定により1,164万2千円を、水産行政に要する経費で餌料保管施設冷凍機更新事業補

助200万円を、産業振興資金貸付に要する経費で当該貸付金3,296万円を減額するなど、全体で4,563万2千円を減額、6款、商工費では観光施設に要する経費で、農村公園トイレ改修工事の入札執行残361万2千円を減額、7款、土木費では町営住宅維持管理に要する経費で修繕料等212万4千円を追加するほか、町有建設車両に要する経費で除雪車両購入の入札執行残178万4千円を減額、公営住宅建替に要する経費では、工事費の入札執行残597万5千円を減額し、土木費全体で551万9千円を減額、8款、消防費では、災害対策に要する経費で防災用コンテナ購入108万6千円を追加、釧路東部消防組合に要する経費で278万3千円を減額するなど、全体で154万6千円を減額。9款、教育費では、小学校管理運営に要する経費で151万4千円、中学校管理運営に要する経費で349万8千円の追加などのほか、茶内中学校特別教室増築工事に要する経費で工事の入札執行残を減額するなど、教育費全体で258万2千円を減額、11款公債費では現在稼動を休止しております焼却場の建設に際し借り入れた地方債の繰上償還について、借入先である財務省等との協議が整ったことから、地方債償還元金8,477万9千円を追加。以上により、今回の補正額は、1億4,290万7千円となります。

一方歳入につきましては、国庫支出金や道支出金、地方交付税などを財源として充てたほか、事業費の確定などにより分担金及び負担金、使用料及び手数料、地方債などの特定財源を減額しております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は81億7,865万9千円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては税財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋 勇君） （議案第77号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第77号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 4点ほど質問させていただきたいと思います。

先ず40ページその他町有財産に要する経費の建物解体工事に関わってであります。この時期に新規で220万円、町内業者にとっては大変助かる工事が発注されると私自

身も喜んでおります。まだ多くの解体する建物が残っていると思っています。実は今年度で公共事業である大型の事業、公共下水道も今年度でほぼ終了すると。来年度に向けての話でありますけれども、校舎閉校に伴う教員住宅で普通財産に切替えたものが相当あると思います。こういった物を順次解体予算として今後付けていく、新年度で考えていくという意思があるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。それとその下の太陽光発電システムに関する質問をさせていただきますけれども、説明では「ゆうゆ」の有事の際の発電に使うというようなことでパネルと蓄電システムを設置して、10kWhの発電で16kW蓄電できるというような内容のものでしたけれども、これは「ゆうゆ」で停電になった場合何時間くらい使用できるのかそのへんをお聞かせいただきたいと思います。それから54ページ防災用コンテナ購入、これは新規で散布トンネルの上に設置をするということでもあります。これですが、箱だけと認識して良いのでしょうか。箱だけとすると中に入れるもの、例えば白糠町では今年の1月末に臨時議会を開いて、防災備蓄品約2,800万円を補正して、指定避難所10個所に大型テント、暖房機、燃料、毛布、簡易トイレ等を収納するようにしているということですが、浜中町としては到底この予算では入らないと思うのですが、その中に入れる備蓄品がどんなものが考えられて、それはいつ予算化されるのかをお聞かせいただきたいと思います。最後になりますが、56ページ中学校管理運営に関する経費の工事請負費であります。霧多布中学校校舎改修工事、これについては新年度に向けた環境整備ということもあると思いますが、説明によりますと肢体不自由児の方の段差解消や手摺などの改修をするものだとということで説明がありましたけれども、何故この時期に新規補正なのかそれがよくわかりません。多分霧多布小学校の6年生が今居ると思うのです。その方は今現在特別支援学級に入られているのでしょうか。就学指導委員会で新たに検討して、中学校から特別支援学級という形に振り分けられてそのようになったのか。そうだとすれば解りますけれども、予め小学校のうちから特別支援学級にいた子であれば、初めから判るわけですよ。こういったものについては、今時期ではなくて当初予算で付けて整備をする。冬季に工事をするとなると設計、積算が冬期加算で高くなるはず。どうして当初から見られなかったのか、その辺経過も含めてお知らせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初に40ページの建物解体工事に絡んでの質問にお答えしたいと思います。議員ご質問のとおり、まだまだ解体しなければならない公共施設が

沢山ございまして、解体に向けて努力はしていたのですが、予算の関係で出来なかったというのが現実だと理解しております。たまたま今回につきましては、まちづくり懇談会が開催されまして、その中である地区の「母と子の家」、昭和44年に建てた建物で、相当来使われておりません。これが屋根等の腐食で、強い風で屋根が浮くような状態となっており、近隣の方から二次災害の虞もあるから何とか解体してほしいと切に要望を受けました。たまたま翌日結構強い風が吹いていたものですから、自分も現地を確認して、早急に解体しなければ隣家に危害が及ぶということで今回補正を組まさせていただきました。今後につきましては、補正問わず解体工事については、十分検討して発注をしていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 太陽光についてご質問がありましたので、回答させていただきます。有事の際ということでございますけれども、停電時と併せて災害に対する対策本部の補完施設ということで「ゆうゆ」を考えております。日数の関係ですが、実働日数というのが、現状に中で考えているのが、通常時は「ゆうゆ」への通電を風力と併せて送電をするという形とし、停電時では事務室を中心とした電気機器に利用することにしています。太陽光による通電と併せて蓄電は、実質日中と夜間を含めて10日間以上利用できると想定をしています。これは気象状況によって発電は変わるということをご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 54ページの防災対策に要する経費、防災用コンテナ購入108万6千円の関係でございます。ご質問の物だけかということなのですが、今回につきましては物だけでございます。今現在散布トンネルの頂上付近ということで、対象地域につきましては藻散布地域の住民の方、丸山散布地域の方でそれぞれ一機ずつを予定しております。今現在地域で防災用に持っておりますテント、食料、ブルーシートを当面入れていただきます。その後新年度、冒頭一般質問の中でもお話しありましたとおり、コンテナの整備に併せまして備蓄用品を色々検討しております。テントですとか保存食料、毛布、マット、ブルーシート、電気を使わなくて良い灯油ストーブ等を検討しております。それらにつきましては、全町的に分散備蓄という観点で、対象者を計算しながら、今回補正をお願いしましたコンテナの中にも併せてプラスしていこうと考えております。なぜ先にここに設置したかということですが、ここは林道一本しかない

ので、完全に孤立するということがありますので早めに設置し、今現在地域で持っている災害備蓄用品を入れておきたいということで、お願いをしようとするものであります。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村 満君） 中学校校舎改修工事の実施の時期について、何故今の時期だというご指摘でございます。霧多布中学校の特別支援学級については、現在2学級ございまして、平成25年度には3学級になる予定でございます。この中に下肢に障害のある児童がおりまして、これらを含めまして改修工事を行うわけでございますが、この特別学級の児童につきましては、下肢の障害が進行中だということもございまして、10月に旭川の施設の方にも1ヵ月ほど入所していた経緯がございます。教育委員会としては、その帰りを待って今後入学する霧多布中学校の校舎を保護者、本人、霧多布小学校の先生を交えて何が必要かということを現地で確認して予算を計上しました。何故今の時期かということですが、障害の程度が進行して、現在の状況に合わせて校舎の手摺等を付けるということを判断したために今回の時期になったということでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 40ページの建物の解体の関係であります。質問に対しての答えはそれで良いのですが、来年度公共事業が大幅に減るということで、町内業者が相当困るのではないかとことを考えますと、積極的にそういったものに対して支援をするという意味でも、新年度当初予算でいくらかでも出せないかという質問ですので、その辺明確に答えていただければありがたいと思っております。それと太陽光の発電システムですが、ちょっと解りません。停電時に事務室で10日間使用できる話なのですが、私が聞いているのは10kWh発電して16kWは蓄電できると。その16kWで何日くらい使えるのですかという話なのですよ。たまたま災害とかあった場合に、電気系統が遮断された場合にその16kWで何日、例えば2～3日、夜間の電気でどの位使えるのかということで、再度お尋ねします。防災コンテナの関係ですが、新年度でどのくらい予算要求がされるのか聞き取れなかったもので、もう一度お願いしたいと思います。最後の霧中の校舎の改築ですけれども特殊事情があって、今現在6年生の子供の障害の程度が増えたということで、急遽こういう改修をしなければならないということだと理解をいたしましたけれども、この特別支援学級については就学指導委員会等で判断する

のですが、既に2～3人入っているとすれば、その方々と一緒に勉強することになるのですよね。今回の肢体不自由児の方というのは、初めてなのですか。この他に居るのでしょうか。居ない。改めて新しく入るということで支援する改修だということですね。理解いたしました。結構です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 大変舌足らずの分がございまして、失礼いたしました。質問された議員と全く同じ気持ちを抱いているところであります。ただ、ご案内のとおり解体工事には財源が無いと言えればそれまでなのですが、補助等の見通しが無いものから、新年度ではとりあえず急を要する部分の1棟の予算要求は上げようと思っております。ただ、以前この解体工事等については、冬季雇用という意味合いもあって、冬場に発注された経過があります。今回は偶然の一致なのですが、そういった考えもございまして、先ほど当初、補助問わずと言ったのは、そういう意味も含めての発言でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 私の方もさっきの質問に対し明確な答弁をできませんでした。蓄電池16kWの件ですが、これについては時間当たりで計算して1kW事務室を仮定で使うとした場合、一日の想定ではどの時間とははっきりしていないのですが、16日間は常時使えます。状況によっては、これが長くなる可能性も十分あります。時間は、1kWと使うとなると10時間程度。日数については、そうなると16日程度使えらるとご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 防災コンテナの備蓄用品を新年度どのくらい予定しているかことですが、まだ実際積みあがっておりません。今後大急ぎで積み上げたいと思っておりますけれども、備蓄食料一つとっても現在9,000食ほどしか保存しておりませんので、例えば海岸線全体で3,700人くらいを考えますと1日分しかありません。それらをどの程度まで見込んだりしたら良いのかがあります。あと毛布ですとか暖房器具、それらも積みあがっておりません。いくらという答弁はできませんので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 不足答弁がありますか。まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 時間の関係ですが、1kW使って1日というよりは、

16時間使えるということでございます。16時間使えるという想定になります。ただし、日数等については当然日中も充電していますので、その中で利用はできるということでございます。1時間で1kW消費しますよと。時間としては16時間。1時間を想定した時16時間使えます。1kWで想定した場合蓄電で16時間使えますということでございます。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（大橋 務君） ちょっと説明の時間いただきます。16kWですので、蓄電池としては16時間使えるということです。1kWが1,000Wの計算で、16時間ということになります。全て使って16時間ですので、今お話されているのは充電されている容量で何時間使えるかということですね。16時間です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 蓄電されている部分で言うと16時間使えると。解りました。最後の防災用コンテナなのですが、実はこの前の北海道新聞で特別交付税の関係が出てきました。白糠町では去年の12月に防災コンテナを入れたということで、特別交付税で震災関連の交付税の算入が多くされたということでありまして。今回特別交付税12月交付分が浜中町で8,200万円ほどありましたが、残り3月に交付される分に今回の防災コンテナ2個180万円ですが、これがどの程度反映されるのか、もし間に合わないとすれば新年度で見てもらえるのかどうか確認したいと思います。先ほど備蓄用品がまだ決まっていないと言いますが、コンテナだけ用意して中身のものが決まらないというのも変な話なので、全町的なことの話をしていましたが、この二箇所についてはできるだけ早く新年度で入れるものを決めて、少なくともあの山の上はテントが必要だと思います。暖房器具、簡易トイレというものは必需品だと思います。そういったものを新年度で予算付けをするというこの二個についての対応をどう考えているのか改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋 勇君） 防災コンテナの特別交付税の算定につきましては、今後算定経費に上げて対象になるか解りませんが、努力したいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 今回設置する二基につきましては、早急に備蓄用品の設置をということでご理解いたします。今回早めにお問い合わせしたのは、さきほど言いまし

た対象地域であります藻散布では自分たちでテントを持っております。それを早めに安全な場所に設置したいということもあって、今回設置するものであります。テント、ブルーシート等、保存食料、今持っているものを入れたいということでもありますし、おっかけ新年度予算で全町的に補足するような暖房器具、照明器具、街灯も考慮しながら早め実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず42ページ地方バス路線に係る経費ですけれども、今回新たに210万1千円補正が上がってまいりました。今年の当初予算の時に同僚議員からご指摘があったと思います。当初予算では前年比305万5千円を上乗せして予算立てがされております。その時の答弁では、利用客増のために釧路バスと協議を進めて参りたいという旨の答弁がございました。それは何回ほど実施されたのか。今回の補正は単純に利用客減による不足分となったのか。今回活性化という意味でルパンバスが走るようになりまして、その効果は乗客等の数でみられたのかどうか。それと52ページ公営住宅建替に要する経費で減額補正で597万5千円となっております。事前の説明では執行残が七百幾らあった中から、今回新たに外溝工事ということで157万円ほど見込まれています。新年度の当初予算の中では、同じ形の建物を建てるにあたって320万円ほど前年比増えていました。それで尋ねたところ今回は最終年度であって、法面と外溝工事等も含まれているのでこれだけのアップとなりますというご説明でありました。ここでまた外溝工事が出てくるのですが、今回見込まれていた外溝工事の不足分なのか或いは外溝工事として何かが発生したのか。この二点をお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初に42ページ地方バス路線に要する経費の維持対策補助210万1千円の件ですが、この間釧路バスさんと何回協議したのかという最初のご質問ですが、実際の運営にかかる分或いは利用状況等との協議は私が担当してからはやった経過はございません。今回の補正に係る分につきましては、実は昨年10月のダイヤ改正によって、生活路線バスと言われております釧路ゆうゆ間の路線があります。この路線のうち1便が減便になったことによって、そのバスを利用して厚岸の高校に通っていた通学生に支障が生じた。厚岸町からも霧多布高校に通っていた方もおりまして、この対策として従来ゆうゆ藻散布間走っておりましたバスを厚岸駅まで延長したことによる補助差額分と言いますか。これにつきましては厚岸町さんと浜中町が2分の

1 ずつの折半で運営補助をしているということでございます。これは決して利用客数の減とかそう言うことではなく、従来利用されていたバスが減便になったことによって、今申し上げたようにその利用者である高校生に不便が生じたということから藻散布線を厚岸駅まで延長したことによる経費の増と。それに対する本町と厚岸町さんの2分の1 ずつの補助という事でご理解をいただきたいと思います。ルパンの関係も出ておりましたが、釧路バスが町内に4路線あります。ルパンの関係で申しますと、浜中駅ゆうゆう間の関係でございますけれども、4路線の全体の町の補助として当初では1,730万円4千円の予算を計上させていただきました。今申し上げた去年の10月から藻散布線を厚岸駅まで延長したことによる経費の増に係る分として、今回210万1千円を補正させていただくのですが、若干中身的に申しますと浜中ゆうゆう間では若干利用者が増えて、従来よりもその路線にかかる町の補助金は、多少減額しております。大きな効果までは言い切れませんが、例年に比較すると若干乗車客が増えている状況になっております。52ページの公営住宅の関係でございますが、議員ご質問のとおりだと記憶しております。今回本来であれば750万円くらいの執行残が出る中で150万円くらい留保させていただく分というのは、敷地の盛土、法面、議員おっしゃったとおりであります。ただそこが入居者の駐車場として使われるようになろうかと思います。結構な盛土で約1メートル、深いところでは2メートル程度、L字型で道路に面しては深い所で1メートル位、旧公営住宅側の深い所で2メートル近くの斜路になっています。ここの部分に万が一車が落ちたら事故になるということから、転落防止用の柵を設けようということで外溝工事として150万円ほど留保させていただいた次第であります。また、新築されている住宅の棟と旧住宅の棟を人が行き来するのに、法面が獣道のように二箇所ほどなっていて、折角の法面が若干崩れたり、利用する中で滑って転んで怪我をされるということも心配されますので、階段を付けてあげようということで、転落防止の柵と階段二箇所を設置する工事として、外溝工事150万円ほど留保させていただいた状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まずバスに関しては、理解しました。ということは、次年度から210万1千円は厚岸町と折半で毎年度この経費はかかるということで理解してよろしいですか。今の公営住宅なのですが、茶内に居ながら近くまで行って見ていないのですが、旧公営住宅側と一段高くなった上に今回3棟建ちましたね。その境目に車転

落防止用の柵を設置すると理解してよろしいですか。道路側とL字ということですか。今回で3棟目なのですが、3棟目ができたことによってそこが新たに危険性が出たという認識ですか。一昨年、去年できたところまでフェンスを造るということですか。道路側ですか、解りました。

○議長（波岡玄智君） よろしいですね。他に質疑ありませんか。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木 誠君） 2点質問させていただきたいと思いますが、まず歳入の方で34ページ所謂除雪車両を購入するべく社会資本整備総合交付金が対象にならなかったと。その代わりに防衛交付金で代替したということで理解してよろしいですか。その辺の説明をお願いしたいのと、今回計上されている防衛交付金の内、他にどのような事業に使われているか資料でほしい解るのですがその辺の説明をお願いしたいと思います。さきほどありましたゆうゆの太陽光発電システムについてもう少し詳しく知りたいのですが、非常用の施設だということなのですが、非常用は非常用でも常時ゆうゆの電源として使っていくと理解をするのですが、今風力発電でゆうゆで使っている分が金額で換算すると800万円前後だと今までの経過から記憶していますが、その他にこの太陽光発電で当然発電した電力も通常時も使うと思います。それをお金に換算するとどの位の電気料が削減されていくのか、その辺のことについて説明を願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川 亮君） この除雪車に関しましては、当初社会資本整備総合交付金の中で予算付けされておりました。4月中旬交付申請しておりましたが、未採択という形で北海道の方から通知がありました。これに関しては一次分ですので、何とかならないかという形で釧路振興局と協議してまいりました。9月に入札したのですが、それまでにはっきりした回答がでないということで、社会資本では無理だという形の中で防衛交付金で処理させていただいた経過でございます。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋 勇君） 平成24年度の防衛交付金のメニューについてご報告いたします。まず防衛交付金の金額であります、普通交付分で5,344万3千円、SACO分といたしまして1億152万円。これは最終11月20日で確定しております、総額1億5,496万3千円となっております。この内全部で12事業あるわけで

ございますが、一つの事業につきましては診療所特別会計にX線投影装置を購入した分として1,250万円を充てております。今回計上分につきましては、除雪車両の振替分と36ページの総合体育館改修事業債はもともと起債で予定していましたが、防衛交付金を充当してございます。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 風力発電の削減を電気料でいくのか灯油料でいくのかこの辺あれなのですが。電気料として算定をした場合、1万1千kWが削減になると考えています。電気料換算の北電との契約料金での支払いとして、15万円位から20万円位の削減になるのかと思います。灯油といたしましては、大体年間2,500リットルの削減で単価85円で計算しますと21万円の削減になるということでございますので、ご理解いただきます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木 誠君） 最初の質問なのですが、除雪車両の関係ですが、9月の定例会で入札の議案が上がったのですが、その時には財源が確定していなかったということで理解してよろしいのですか。その辺のことについて、若干説明を願いたいと思います。今のゆうゆの太陽光発電の関係ですけれども、簡単に言うと年間15万円から20万円程度今までより電気料がカバーされると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川 亮君） 確定しておりませんでした。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） ちょっと違うのですが、除雪トラック購入の時の提案理由でも述べていますが、一次不採択のところまでは我慢してきたと言いますか、入札の段階では防衛交付金を充てようということで決めていました。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） さきほど議員がおっしゃったとおり、15万円から20万円の削減とご理解していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 答弁する側は、二人が別なことを言っても困りますので、きちんと内部的に統一見解として答弁してください。

鈴木議員。

○11番（鈴木 誠君） 最初の質問は理解しました。太陽光の関係なのですが、これ

は発電したら一切売電には回らないという考え方で理解して良いですね。そうしないと15万円から20万円という金額は、10kWhあって安いという感じがするものから確認の意味でお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） この趣旨の関係を話していなかったのですが、これは公共事業という形で、防災拠点として災害時に不可欠な再生エネルギーを導入する事業で、CO2削減の意味合いもあります。北電に売電をする事業ではございません。通常時は太陽光発電、非常時については蓄電を利用して行うことをご理解していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 1点だけですが、58ページの地方債償還元金8,477万9千円についてですが、今日資料5として浜中町塵芥焼却場の廃止に伴う起債関係資料ということで、先ほど担当課長から説明があってよく解りましたが、最終償還年月日がそれぞれ29年、30年、31年となっていたのが、なぜこの時期に償還するようになったのかということの説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 施設につきましては、先日もお話しましたが、21年の2月28日から臨時的に休止をさせていただいております。この臨時的休止の理由が施設の改修を視野に入れての検討をするということで、臨時的休止の承認をいただいております。それから既に3年半を経過しております、既存の施設を改修して稼動するということはほとんど不可能な状況になっているということから、北海道では新たな事情が出てこない限り、この承認の延期は難しいと。郵貯資金の方からも今年度末までの承認をいただいておりますが、結論を出す時期ではないのかと言われてまして、町としても先ほど申し上げましたとおり、この施設を改修して稼動するという事は不可能だと判断しまして、今年度一杯で廃止するという結論を出したいということで北海道と協議しております。そうすることによりまして、起債を繰上償還しなければならないという制度になっておりますので。稼動している限りは平成29年、平成30年、平成31年なり通常どおり償還していればよろしいのですが、施設の廃止をするということに伴いまして繰上償還をしなければならないということになっておりますので、この度補正予算計上させていただいたということでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） この塵芥焼却場については、このような形で繰上償還すると言う事で、この件については終了するという事になると思いますが、今から10年ほど前の出来事で、大きく期待しながら塵芥焼却場の建設を行ったわけですが、どこでどう間違ったのか、私ははっきりした回答は見つけられなかったのですが、契約した相手が端的に言えばまともな相手ではなかったのかと思ったりするわけですが、あの当時公債費がとっても大きくて、どうやって償還していくのかということで、財政当局も大変困っていた時期だと思います。2億円以上もの金を支払っていくということですね。今回また8,500万円近くの繰上償還も莫大なお金だと思うわけです。そういう点では、今回で終わりになるわけですが、箱物建設はしっかりした契約をして、無駄のない建物を建てる点ではこれは大きな私たちの教訓になると思うのです。当時の課長も変わって行きましたし、最近若い職員も入ってくるわけで、このようなことが町の行政の中で起きないように一つの見本として後輩に伝えていっていただきたいと思うのと、私たち議会もこれを決定したわけですから、そういう点では私たち議会も懺悔するというか、もっと用意周到に研究して、信頼をもった中での判断が求められるものだと思います。一つの教訓としてこれは今後もしていただきたいとおもいますが、理事者の方の答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 議員さんおっしゃるとおり、過去のものとしなくて、この教訓を活かしていきたい。今は根室市へゴミの焼却を委託しているわけでございますけれども、近い将来何らかの方向性を決めなければならないということもございますので、しっかりとその辺を教訓として活かして考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） お答えしますが、起債の償還はこの間休止という状況の中で払ってきたものであります。今まで払ってきた金額が1億1,500万円であります。そう言う中で3年間止めて4年目含めて最初の時点で廃止となってくるとその場で返還という状況にもなったわけですが、この財政が厳しい中で1億円を払って、だいぶ少なくなったところでけりをつけようかということからすると清算していきたいと思ひているところです。議員、議会含めてと言われましたが、一つの教訓になったと思うと

いうことで、是非今後ともしっかり大きな公共事業含めて、細部に町が経営していくわけですが、是非教訓に含めて、新たな機械の導入、更には工事含めてしっかり検討しながら進めていきたい。それをまちづくりに活かしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） この58ページの今の繰上償還の件についてお答え願いたいと思います。これからの問題ですね。今まで休止していたと。これからは廃止するという事ですから、繰上償還をしなければならないということになってくるわけですが、繰上償還することによって、メリットがあるのでしょうか。もし、その金額がわかれば明確にさせていただきたいということと。もう一つは廃止する後の問題として多分処分するだろうと思うのです。解体するなりなんなり。それはどうゆうふうを考えられているのか。ダイオキシンの問題含めて処分しなければならないと思うのですが、そのあたりはどのように考えられているのですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） この度の繰上償還をすることによりまして、今後の利息分が162万5,918円軽減されることとなります。建物でございますが、今直ぐ取り壊しということにはなりませんけれども、今議員さんおっしゃられたようにダイオキシンの問題がございます。他の施設を代用するとかできませんので、近い将来取り壊しという事になるかと思えます。今資料は無いのですが、解体費用は6千万円から8千万円のどちらかだったと記憶しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 莫大な金額がかなりかかるということですね。利息分が162万5,918円ということが言われましたが、この後に廃炉になって処分をするということになるとダイオキシンを含んでいるわけですから、どこにどうゆうふうに分するかという点でもどうゆうふうに分するかという点でも相当に大変な問題を抱えることになると思います。さっきのお話にありましたように、非常に大きな負担を住民に与えてきた問題だという点では大いに反省をして対応しなければならない問題だと思えます。最後にその点について、今後の廃炉に向かって、この焼却場をどのように処分し、対応するのか具体的に町長としての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） 廃止を決めて、廃炉するためにまたお金がかかるということがあります。あらゆる対策を考えてなるべく早く壊していくとしか回答できないと思います。直ぐに6,000万円から7,000万円のお金を含めて直ぐできるかということと自信のないところでございます。色々な事を考えさせてもらって綺麗にしていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 先ほど解体費の関係で曖昧な答弁をさせていただきましたので、今資料が手元に参りましたので、お答えさせていただきます。参考までに1社からしか資料は貰っておりませんので、あくまでも参考ということでお聞きいただきたいと思います。消費税抜きで5,800万円という見積をいただいております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 2点だけ手短かに質問いたします。40ページの太陽光発電の設置工事ではありますが、これの関連の質問でありますけれども、今新聞紙上でメガソーラーがあちこちに出来ています。特に道東が条件が良いのか多いように思いますが、本町にもどこかの業者からアプローチがあるのかなのか聞いておきたいと思います。もう1点は、54ページ防災用コンテナの設置でありますけれども、藻散布自治会と丸山散布自治会用ということで、散布トンネルの上ということではありますが。正確な場所、多分町有地になるのですかね。それと設置した後の鍵を含めた管理、これは両自治会とどのような話が持たれているのか聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） メガソーラーの関係ですが、担当としては業者が来たことはありません。現状としては国の動きは有りますが、今のところ相談等来ておりません。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 場所については、町の道路用地と民有地が重なっております。今きっちり場所を決めているわけではございませんので、今後地域の方、民有地の所有者の方と協議させていただきたいと思います。どちらにしても周辺が避難する場所でもありますので、あまり邪魔にならない場所ということで、配水池の周辺にな

ろうかなと考えております。管理の関係ですが、地域の方にお願ひしようとしております。まだ具体的に鍵をどうするという話し合ひは持っていませんが、地域の方に管理していただくかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時04分）

（再開 午後 3時29分）

◎日程第11 議案第78号 平成24年度浜中診療所特別会計補正予算
(第2号)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第78号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案第78号平成24年度浜中診療所特別会計補正予算第2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、デジタルエックス線透視診断システム装置1式購入事

業費の確定によるものと入院患者用の高カロリーの輸液を持続的に投与する輸液ポンプ購入に伴うものであります。補正の内容であります。歳出では、2款、1項、1目医業費の備品購入費でデジタルエックス線透視診断システム装置1式購入の事業費確定で615万9千円の減、輸液ポンプ購入で24万9千円の増で、591万円を減額補正するものであります。

一方、歳入では3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目特定防衛施設周辺整備調整交付金で550万円、4款繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で41万円を減額補正するものであります。この結果、本会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ591万円を減額し、2億4,731万4千円にしようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） ありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第79号 平成24年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（波岡玄智君） 日程第12議案第79号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案第79号平成24年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、水道施設の光熱水費及び人件費等の不足見込みにかかるもので、予算3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入では1款水道事業収益、1項営業収益、2目その他の営業収益設計審査・工事検査手数料21万2千円の追加、2項営業外収益、2目他会計補助金で、一般会計補助金40万7千円の追加、支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び配水費で光熱水費1万円、通信運搬費26万5千円は、いずれも不足見込みから追加、また、水質検査の一部を手数料としておりましたが、すべてを委託料とすることから、54万2千円を組替えし、2目総係費で手当32万6千円、法定福利費1万8千円は、いずれも不足見込みから追加するものであります。なお、手当のうち、宿日直手当2万6千円については、今年度より職員2名が役場庁舎における土・日及び休日の日直対応を要する事となり増としております。これにより補正後の収益的収入及び支出の予定額の総額は、それぞれ61万9千円を追加し、1億6,612万2千円となります。また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は34万4千円を追加し4,515万5千円、予算第7条に定めた他会計からの補助金は4,418万7千円を4,459万4千円に、それぞれ改めようとするものであります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第80号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第80号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案第80号浜中町教育委員会委員の任命同意について提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の内村定之氏は、平成25年1月31日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見、行政手腕は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。なお、任期は平成25年2月1日から平成29年1月31日までの4年間となりますので、よろしくご審議のう え、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから、議案第80号を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番鈴木敏文議員及び4番菊地議

員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(波岡玄智君) 念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員より順番に投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番鈴木敏文議員、4番菊地議員開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票。

有効投票11票。

無効投票0票です。

有効投票のうち賛成11票反対0票です。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第80号は任命に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(波岡玄智君) 只今任命に満票をもって任命に同意することに決定しました内

村定之君より教育長としての心情を披瀝したいという申し出がございましたので、これを許します。

○教育長（内村定之君） （挨拶あるも省略）

◎日程第 1 4 議案第 8 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 4 議案第 8 1 号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 博君） 議案 8 1 号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会の委員は、霧多布諏訪良夫氏、茶内田中裕作氏、散布田畑睦男氏の 3 名であります。

田畑氏は、平成 2 5 年 2 月 2 8 日で任期満了となりますが、同氏は、平成 2 1 年から固定資産評価審査委員会委員として、公正な判断力と固定資産に精通していることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、ここに地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は平成 2 5 年 3 月 1 日から平成 2 8 年 2 月 2 9 までの 3 年間となりますので、よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから、議案第 8 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、選任に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、選任に同意することに決定しました。

◎日程第15 発議案第8号 配合飼料価格の高騰対策に関する意見書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第15 発議案第8号を議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長(箱石雄彦君) (発議案第8号 朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから、発議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(波岡玄智君) 日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、

閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第4回浜中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 3時48分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員